

雇用均等・児童家庭局 説明資料

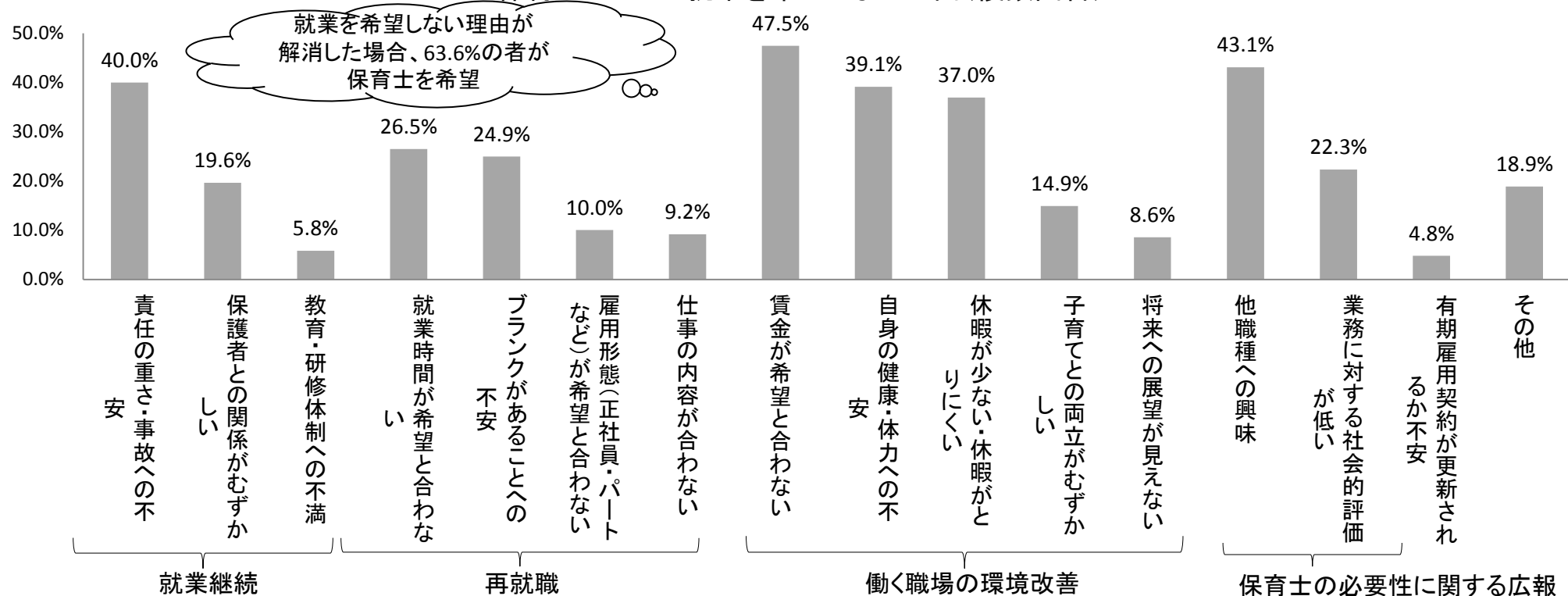
— 保育関係 —

1 現状

保 育 士 の 現 状

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量拡大を図るなか、平成29年度末には保育士が約7.4万人不足することが見込まれており、保育を支える保育士の確保が重要
- また、現状の保育士の求人状況をみても、ハローワークにおける有効求人倍率は1倍を超過（1.64倍 H25.12時点）する状況にあり、保育士の確保は喫緊の課題
- ハローワークにおいて実施した、保育士としての就職を希望しない求職者に対する調査結果をみると、
 - ・ 責任の重さや事故への不安があると感じている者 40.0%
 - ・ 再就職に当たりブランクへの不安があると感じている者は 24.9%
 - ・ 賃金が希望と合わないと感じている者は 47.5%
 となっている。また、保育士養成施設を卒業して保育所に就職する者は卒業生の約半数、潜在保育士は60万人超、という実態を踏まえ、保育士確保のためには「人材育成」「就業継続」「再就職」「働く職場の環境改善」に総合的に取り組むことが必要。

保育士としての就業を希望しない理由（複数回答）

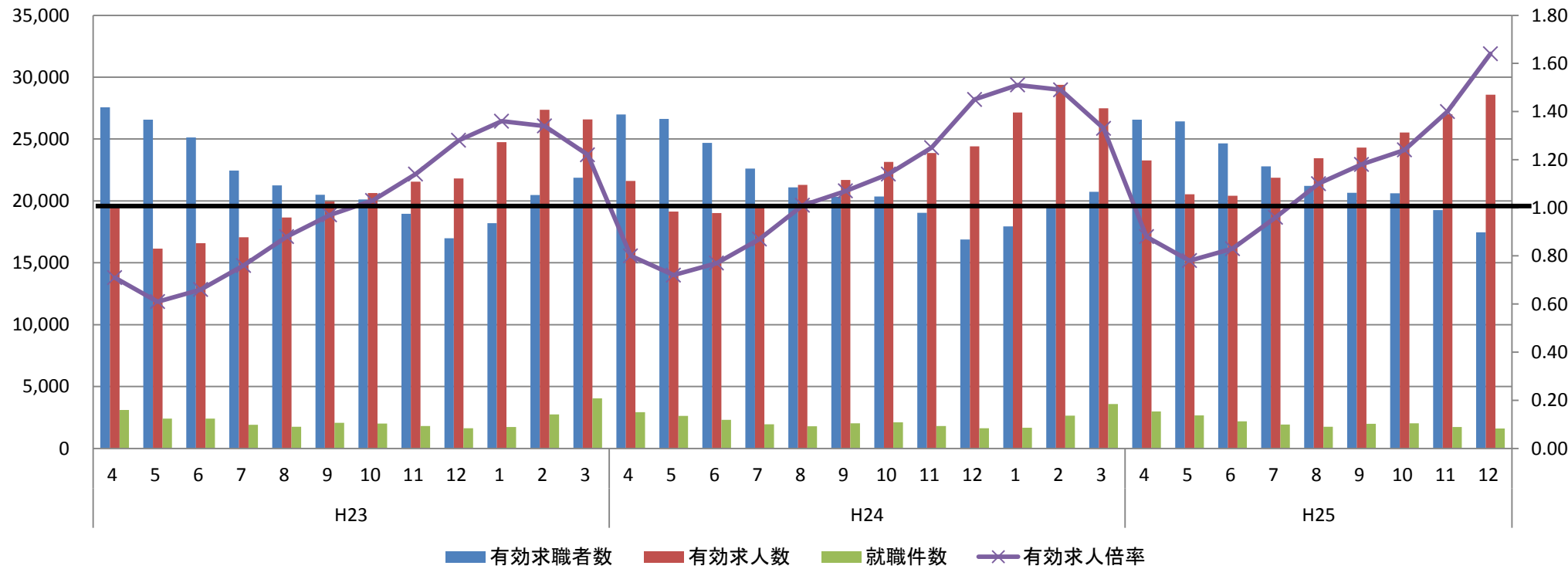


（出典）保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査（職業安定局）

ハローワークの保育士資格を有する求職者に対する調査結果（n=958）うち保育士としての勤務経験がある者が69.7%

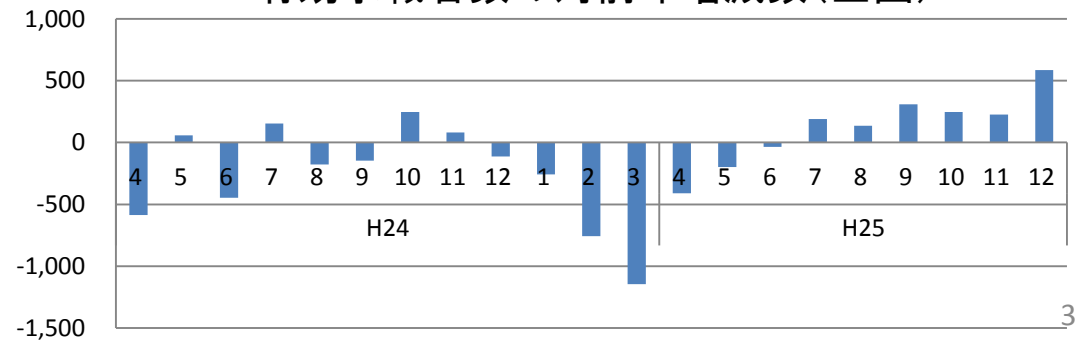
保育士の求人・求職の状況（全国）

○保育士の有効求人倍率は、1倍を超え、年々、有効求人倍率は高くなる傾向。
 ○平成24年度補正予算やハローワークにおける「保育士マッチング強化プロジェクト」（H25.10から実施）において、60万人以上いる潜在保育士の掘り起こしに取り組んでおり、前年と比較した有効求職者数の増加は、こうした取組に一定の効果が表れているものと考えられる。



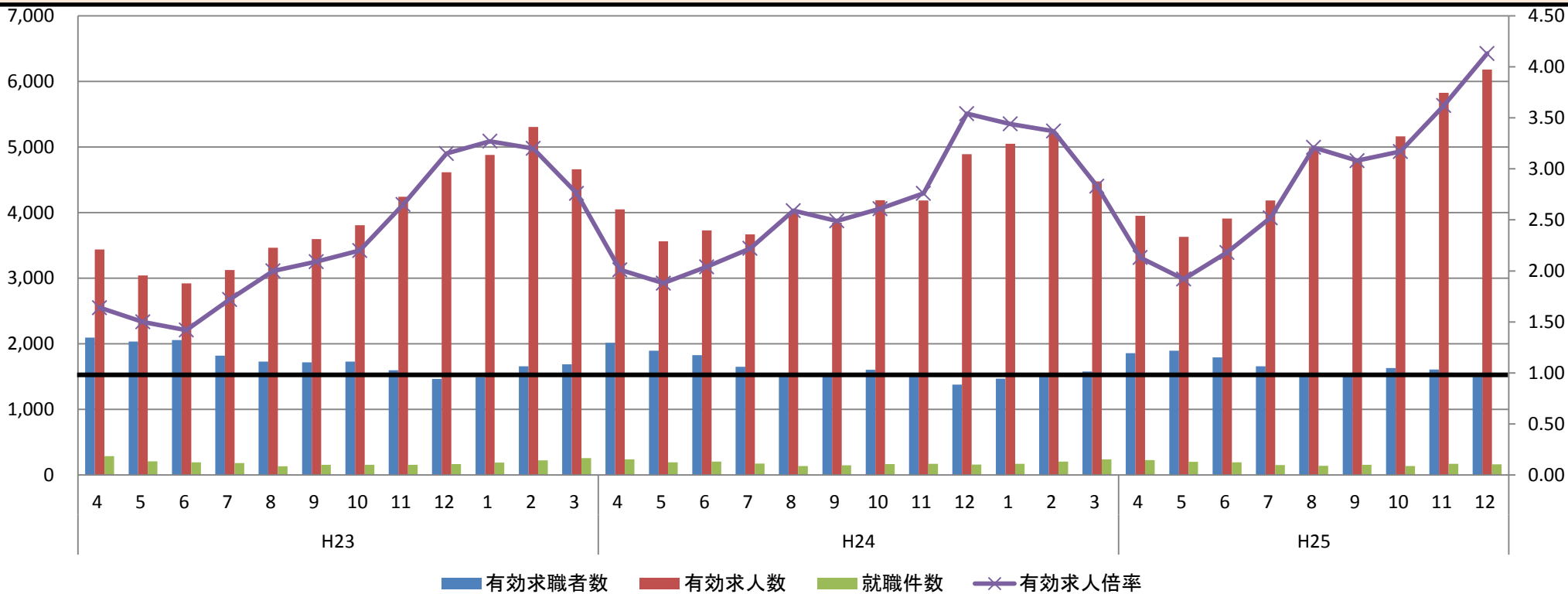
（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（職業安定局）

有効求職者数の対前年増減数（全国）



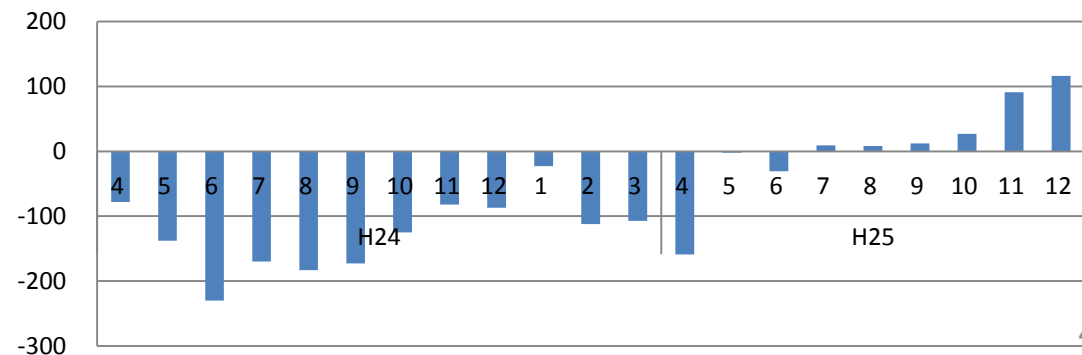
保育士の求人・求職の状況（東京都）

東京都は、全国で最も保育士の有効求人倍率が高く、平成25年12月時点では4倍を超える状況。



（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（職業安定局）

有効求職者数の対前年増減数（東京都）



平成29年度末に向けて必要となる保育士数

【需要面】

保育の量拡大に伴って必要とされる保育士数は、平成29年度末で約46. 0万人と推計

【供給面】

現在の保育所における保育士の離職率等を考慮して推計した保育士数は、平成29年度末で約38. 6万人と推計

【結果】

平成29年度末における保育士は、**約7. 4万人不足**（需要面－供給面）

（出典）平成21年度保育士の需給等に関する調査研究報告書

保育士の平均賃金等について

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	41.7歳	11.8年	325.6千円	67.4%	42.5歳	13.2年	362.3千円	32.6%	40.0歳	8.9年	249.7千円
保育士	<u>100.0%</u>	<u>35.0歳</u>	<u>7.8年</u>	<u>214.2千円</u>	<u>5.3%</u>	<u>30.0歳</u>	<u>4.7年</u>	<u>231.2千円</u>	<u>94.7%</u>	<u>35.3歳</u>	<u>8.0年</u>	<u>213.3千円</u>
幼稚園教諭	100.0%	31.6歳	7.4年	225.0千円	4.3%	37.0歳	9.6年	302.5千円	95.7%	31.3歳	7.4年	221.5千円
看護師	100.0%	37.3歳	7.1年	326.9千円	7.3%	34.6歳	6.0年	336.2千円	92.7%	37.6歳	7.2年	326.2千円
福祉施設介護員	100.0%	38.3歳	5.5年	218.4千円	33.1%	35.6歳	5.3年	231.4千円	66.9%	39.7歳	5.6年	211.9千円
ホームヘルパー	100.0%	44.6歳	5.1年	208.5千円	19.2%	37.0歳	3.2年	226.3千円	80.8%	46.4歳	5.5年	204.2千円

(※) きまって支給する現金給与額・・・労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額でなく、税込み額である。
現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。
(資料出所) 平成24年賃金構造基本統計調査

(参 考) 短時間労働者の賃金(1時間当たり)

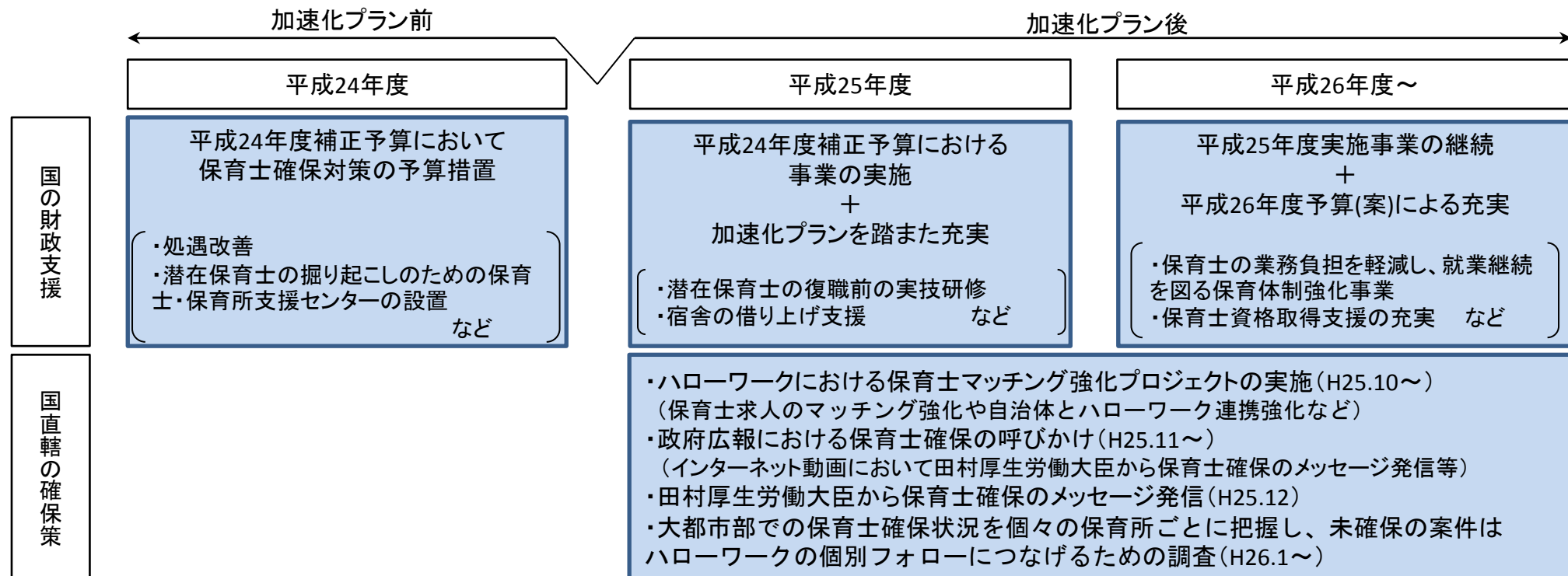
	男女計			男			女		
	年齢	勤務年数	賃金	年齢	勤務年数	賃金	年齢	勤務年数	賃金
全職種	44.1歳	5.3年	1,026円	41.4歳	4.7年	1,094円	45.1歳	5.6年	1,001円
保育士	<u>45.4歳</u>	<u>4.7年</u>	<u>980円</u>	<u>46.7歳</u>	<u>3.0年</u>	<u>953円</u>	<u>45.3歳</u>	<u>4.7年</u>	<u>981円</u>
幼稚園教諭	45.0歳	6.5年	1,076円	33.9歳	3.6年	1,142円	45.1歳	6.5年	1,076円
看護師	44.9歳	4.9年	1,635円	39.2歳	2.6年	1,737円	45.1歳	4.9年	1,633円
福祉施設介護員	49.0歳	4.3年	1,003円	52.7歳	3.7年	1,070円	48.6歳	4.3年	994円
ホームヘルパー	53.8歳	5.4年	1,334円	50.2歳	3.6年	1,358円	53.9歳	5.4年	1,333円

2 取組状況と平成26年度予算案

保育を支える保育士確保の取組状況について

- 保育士確保は喫緊の課題であり、保育士の求人は2月頃に多くなる傾向（有効求人倍率は1倍を超過）
- 都道府県の安心こども基金等を活用した財政支援により、地方自治体における保育士確保の取組を支援中
 - ・平成24年度補正予算において処遇改善や潜在保育士の掘り起こし等を実施
 - ・平成25年度は加速化プランにより、潜在保育士の復職前の実技研修などの保育士確保策の充実を実施
 - ・平成26年度は平成25年度までの事業の継続実施に加え、保育士の負担軽減を図る事業などを創設
- 地方自治体における取組だけではなく、厚生労働省をあげて保育士確保策を実施中
 - ・ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクトの実施
（個々の求人票・求職票に即した個別フォローの徹底）
 - ・田村厚生労働大臣を先頭に政府広報等による潜在保育士等への呼びかけ
（インターネット動画、ホームページでのメッセージ発信等）
 - ・大都市部での保育士確保状況を個々の保育所ごとに把握し、未確保の案件はハローワークの個別フォローにつなげるための調査

加速化プランを踏まえた、保育士確保の取組内容



保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量拡大を図るなか、平成29年度末には保育士が約7.4万人不足することが見込まれており、保育を支える保育士の確保が重要
- また、現状の保育士の求人状況をみても、ハローワークにおける有効求人倍率は1倍を超過する状況にあり、保育士の確保は喫緊の課題



- 「人材確保（人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善）」と「人材確保を支える取組」により保育士確保に総合的に取り組む
- さらに、保育士の確保を強化するため、「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施
- これらの一体的取組により、まずは平成26年度を見据えた保育を支える保育士の確保を図りつつ、待機児童解消加速化プランを着実に推進

1. 人材育成

- ①保育士養成数の増加
幼稚園教諭免許状保有者に係る保育士資格取得特例の活用による保育士の増加。受講費支援を実施。
- ②保育士資格の取得支援
・認可外保育施設や保育所等に勤務する保育士資格を持たない方に対し、保育士養成施設における受講費等を支援
・保育士養成施設への入学者を対象に、修学資金を貸し付け
- ③保育士養成施設に対する働きかけ・就職あっせん機能の強化
- ④保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得支援

4. 働く職場の環境改善

- ①処遇改善
- ②保育体制の強化
保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担を軽減
- ③管理者等を対象とした雇用管理の研修
管理者に対し、離職防止につながる雇用管理研修の実施

2. 就業継続

- ①新人保育士を対象とした離職防止のための研修
新人保育士の早期退職を防止するための研修を実施
- ②保育士等を対象とした保育の質の向上のための研修
保育士の保育の質向上を目的とした研修を実施
- ③宿舍の借り上げ
宿舍借り上げのための賃借料を補助

- ④雇用管理の好事例集の収集・提供
保育所における雇用管理の好事例集を収集・提供
- ⑤仕事と家庭生活の両立支援に取り組む事業主を支援

3. 再就職

- ①保育士・保育所支援センターの活用
潜在保育士の再就職に関する相談や就職あっせん、保育所の潜在保育士活用方法に関する支援等を実施
- ②再就職前の実技研修
ブランク等があり、現場への再就職に不安を感じている方を対象とした、潜在保育士の再就職前の保育実技研修等を実施
- ③養成校を通じた卒業生に対する再就職支援
保育士養成施設の卒業生に対し、再就職に関する情報を提供

保育士マッチング強化プロジェクト

- ハローワークにおける重点取組
・未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底
・求職者の保育士としての就業意欲を喚起する求人情報の提供
・保育所のニーズを踏まえた求人充足支援
- ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化
・都道府県等が持っている保育所整備等の情報に基づく、特に保育士の確保が必要な地域において、マッチングを重点的に実施
・関係機関が実施する研修等に関する情報の共有
・保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催
・ハローワークと保育士・保育所支援センター等で求職者に対する共同支援

5. 人材確保を支える取組

- 保育士マッチング強化プロジェクトへの関係機関の参加
- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定支援による計画的な人材確保策の確立
- 保育士・保育所支援センターの好事例集の収集・提供
- 保育士確保に関する広報
- 都道府県や市区町村における保育士確保の取組状況の把握

田村厚生労働大臣からの保育士確保のメッセージ（平成25年12月26日発表）

保育士資格をお持ちの方、
保育所入所待機児童の解消のために
その力を貸してください



厚生労働大臣の田村憲久です。

平成25年4月現在で、2万人以上の子どもが保育所に入ることができない状況です。この待機児童解消のため、今、保育士の皆さんの力が必要です。ぜひ、その力をお貸してください。

厚生労働省では、平成29年度末までに待機児童を解消するため、「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいます。このプランは、平成25年度と26年度の2年間で20万人分の保育の受け皿を整備し、平成27年度から29年度末までの3年間でさらに20万人分、合計で40万人分の保育の受け皿を整備するというものです。しかし、保育所などの保育の受け皿が整備されても、保育を支える保育士がいなければ、保育は行えません。

保育士資格は持っているけれど、今、保育士として働いていない皆さん。待機児童解消のために、その資格・能力を保育所で発揮してください。都道府県等の保育士・保育所支援センターやハローワークで、保育所などの紹介をしていますので、ぜひ、お訪ねください。都道府県などにおいては復職前の実技研修を実施していますので、ブランクがあっても安心して復職できます。

保育所などの施設・事業所の皆さん。保育を支える保育士の確保に大変ご苦勞されていると承知しております。地方自治体においても保育士確保のための様々な施策を実施しておりますが、厚生労働省としても保育士の処遇改善を進めるとともに、都道府県労働局・ハローワークにおいて、最大限の支援をさせていただきます。保育士の確保にお困りの場合は、お近くの保育士・保育所支援センターやハローワークに、ぜひ、ご相談ください。

保育士養成施設の皆さん。保育士になるため日々勉強に励まれている学生に対してはもちろん、卒業生に対しても、ホームページや広報誌などを通じて、「今、保育士が強く求められている」というメッセージを、ぜひ、発信してください。また、保育に携わる事業者の皆さんも、同様に、保育士の必要性を発信してください。

どうか、1人でも多くの児童を保育できるよう、ともに、待機児童の解消に取り組んでいきましょう。

厚生労働大臣
田村 憲久

(参考)

保育所入所待機児童の現状と 待機児童解消加速化プラン

保育所待機児童の現状について

- 平成25年4月1日現在の待機児童数は2万2,741人(3年連続の減少)
- 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約82.0%(18,656人)
- 平成25年4月1日の定員は前年比48,641人増加、利用児童は前年比42,779人増加
- 待機児童がいる市区町村数は、340自治体(全体(1742自治体)の約19.5%)

待機児童が50人以上の市区町村は101自治体(95自治体が「待機児童解消加速化プラン」に参加※)

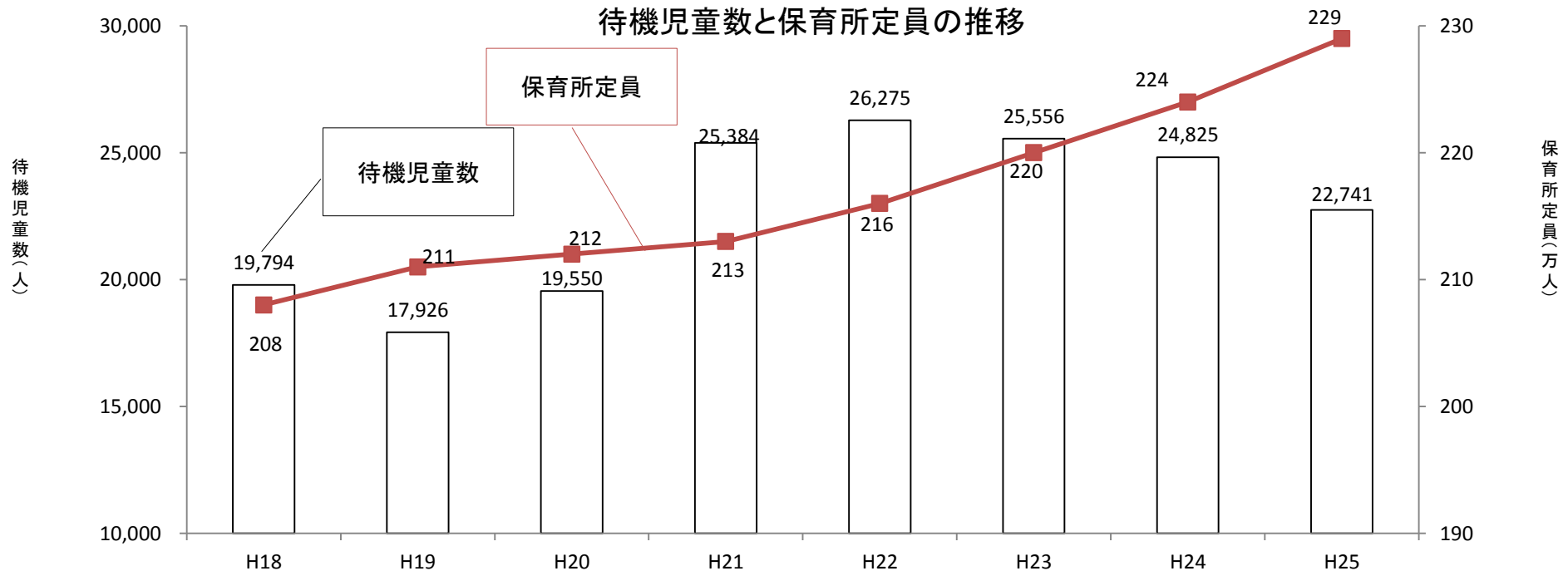
待機児童が100人以上の市区町村は64自治体(全ての自治体が「待機児童解消加速化プラン」に参加※)

※平成25年7月31日時点

- 都市部(※)の待機児童が全体の約80.3%(18,267人)

(※)首都圏(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)、近畿圏(京都府・大阪府・兵庫県)の7都府県、政令指定都市及び中核市の合計

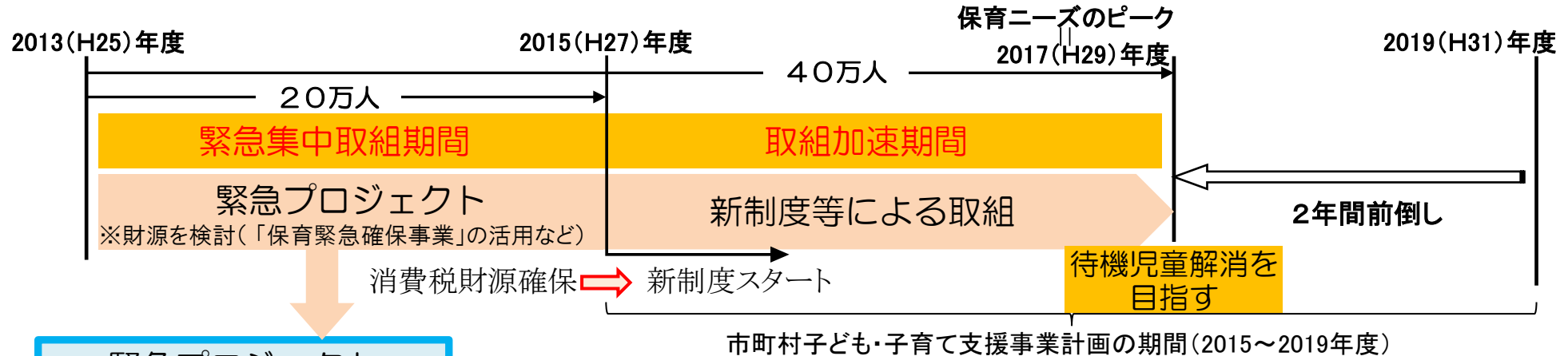
- 「待機児童解消加速化プラン」により平成29年度末までに待機児童の解消を目指す



待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「**緊急集中取組期間**」(平成25・26年度)で**約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援**を用意。
※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
- ▶ 「**取組加速期間**」(平成27～29年度)で更に整備を進め、**上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保**。
- ▶ 保育ニーズのピークを迎える**平成29年度末までに待機児童解消を目指す**。



緊急プロジェクト

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

取組自治体

※保育緊急確保事業その他の消費税財源を用いた施策として行うほか、所要の財源を検討。

緊急プロジェクト（平成25・26年度）

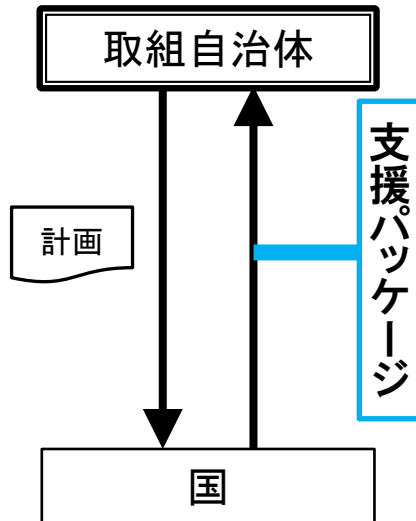
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援（市町村の手上げ方式）
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ ～5本の柱～

<計画の策定>

- ・待機児童の減少目標人数
- ・保育の整備目標量



・パッケージによる万全の支援

① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）

- 施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- 用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- 民有地のマッチング事業を導入（地主と整備事業者の結び付けによる整備促進）。

② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）

- 潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- 認可外保育施設等で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 小規模保育（運営費、改修費、賃借料等を支援）、幼稚園での長時間預かり保育など、新制度を先取りして実施（即効性のある受け皿確保）。
- 利用者支援の先取り実施（保護者と適切な施設・事業の結び付け）。

④ 認可を目指す認可外保育施設への支援

- 認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ5年間で計画的に移行できるようにする。

⑤ 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を「自社労働者の子どもが1人以上いること」に緩和する。

待機児童解消加速化プランの支援パッケージについて

○「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育の受け皿を確保するため、平成25年度補正予算(案)及び平成26年度予算(案)で以下の事業の経費を確保。(この他、保育所運営費(約7万人増)も確保)

～5本の柱～

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

*の事業については、プランに参加する場合、補助率嵩上げを実施

改 補助率嵩上げについて財政力要件を撤廃

- * ○保育所緊急整備事業
- * ○賃貸物件を活用した保育所整備事業
- * ○小規模保育設置促進事業
- * ○幼稚園預かり保育改修事業
- * ○家庭的保育改修事業
- 認定こども園整備費
- 民有地マッチング事業

2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

[保育士確保施策]

- 保育士養成施設新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 再就職前研修の実施
- 職員用宿舍借り上げ支援

新 ○保育体制の強化

保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担軽減を図る

[保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援
- 修学資金貸付

新 ○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援

幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得を支援し、通常の保育士養成よりも短い期間で保育士を確保し、取得後の就業継続を図る

新 ○保育所等従事者の保育士資格取得支援

保育所等従事者の資格取得を支援し、資格取得後における就業継続や安定的な保育士確保・人材育成を図る

新 [保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得]

新制度において保育教諭となることが見込まれる者の資格取得を支援し、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図る

[保育士の処遇改善]

- 保育士の処遇改善

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

[運営費支援]

- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援
- グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
- 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
- 認定こども園事業
- 家庭的保育事業

[利用者支援]

- 利用者支援事業

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

[整備費支援]

- 改修費、賃借料等

[運営費支援]

- 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

[移行費支援]

- 認可化移行可能性調査費
- 移転費用、仮設費用等
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】

5. 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を緩和

(注) **新** の事業は、平成26年度予算案で創設を予定している事業。

改 の事業は、平成25年度補正予算案で充実を予定している事業。

保育の量的拡大と質の確保